

2020年9月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル ッ タ フ ル ッ タ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O 長 澤 誠  
(コード番号 2586 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 徳 島 一 孝  
TEL. 03-6272-3190

### 第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の 払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年8月13日及び2020年8月18日の当社取締役会において決議した株式会社 REVOLUTION（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2020年8月13日付当社プレスリリース「第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ」及び2020年8月18日付当社プレスリリース「第三者割当による第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 記

#### 本新株予約権の発行の概要

(1) 割当日	2020年9月4日
(2) 発行新株予約権数	10,442,984個
(3) 発行価額	総額9,085,397円（新株予約権1個当たり0.87円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,442,984株（新株予約権1個につき1株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は当初127円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,442,984株であります。
(5) 資金調達の額	2,385,528,733円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、229円とします。 本新株予約権の行使価額は、2020年9月7日に初回の修正がされ、以後5取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して5取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ5連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日において東証が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額（但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、いずれかの価格算定期間内に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において東証が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社 REVOLUTION に割り当てます。

(8) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、行使コミット条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結いたしました。また、本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられていますが、本新株予約権買取契約において、割当先の全部行使コミットに係る義務が存する限り、当社が上記の本新株予約権の全部又は一部の取得を行うことができるのは、割当先の書面による同意を得た場合に限られる旨を合意しております。</p>
---------	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は変動します。加えて、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上